

## 【公告文記載例】

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（標準型以外集約版）（以下「共通事項書（標準型以外集約版）」という。）2の（1）及び（3）に定める要件を満たす者で、かつ実施要綱第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、落札決定の日からとする。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点数が50点以上で格付等級がAランク イ 県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る総合数値が1,100点以上、かつ主観点数が100点以上で格付等級がAランク ウ 長崎県内に主たる営業所を有する者で、長崎振興局建設部管内に「県内業者の営業所の取扱いについて」（令和2年1月23日 31監第193号、31建企第651号）5.の承認の通知を受けた受任営業所（以下「特認営業所」という。）を有し、土木一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点数が50点以上で格付等級がAランク	
年間平均完成工事高	土木一式工事において2億円以上	
同種工事の施工実績に関する条件	条件なし	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。	
	国家資格等	① 法による1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門格等）の資格を有する者 ② 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
	工事経験	条件なし
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ① 配置技術者は専任すること。 （「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日 28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。